

北竜町出産・子育て応援ギフトのご案内

〈国の出産・子育て応援給付金〉

北竜町のみなさまに妊娠・出産・子育て期を安心して過ごしていただくため、国の施策に基づき、保健師との面談で身近な相談に応じながら必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産・育児用品の購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を合わせて実施します。

伴走型相談支援

○ 面接実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠7～8か月頃
- ③ 出生届後
(赤ちゃん訪問)

○ 面談の対象

妊婦・産婦など



経済的支援

※伴走型相談支援の面談実施後に支給

○ 出産応援給付金

妊婦1人当たり5万円

○ 子育て応援給付金

新生児1人当たり5万円

※多胎の場合は出生人数×5万円の支給となります。

○ 支給方法

申請時に指定した口座へ振り込み

案内時期と支給額

ギフトの種類	支給額	案内方法
出産応援ギフト (出産応援給付金)	5万円	母子健康手帳交付時に申請書類をお渡しします。 ※妊婦ご本人がお越しでない場合は、改めて面談実施後のお渡しとなります。
子育て応援ギフト (子育て応援給付金)	5万円	赤ちゃん訪問時に申請書類をお渡しします。

※他の自治体で「出産・子育て応援給付金」の支給を受けている場合は対象となりません。

必要な書類

- ・ 申請書
- ・ 振込口座が確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードの写し）
- ・ 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）



よくある質問



Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 出産応援ギフトの申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A 出産応援ギフトの申請は、面談を受けた母親が申請者となります。

Q 子育て応援ギフトの申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

子育て応援ギフトの申請は、お子さんを養育する方が申請できます。

A 父母でお子さんを養育されている場合は、父・母のどちらが申請いただいても構いません。ただし、重複して申請することはできません。

Q 流産・死産となりました。出産応援ギフトの支給を受けることはできますか。

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援ギフトの対象となります。

Q 北竜町で妊娠届出を提出し面談を受けた後に、他の市町村へ転出しました。この場合は北竜町と転出先の市町村のどちらへ出産応援ギフトの申請をすれば良いですか。

どちらの市町村に申請いただいても構いません。ただし、転出先の市町村で申請する場合は、当該市町村で改めて面談を受けていただく必要があります。両方の市町村から支給を受けることは出来ません。